

青森県立あすなろ療育福祉センター職員行動規範

青森県立あすなろ療育福祉センター職員は、利用者への支援・療育活動にあたっては、以下の行動規範を遵守し、利用者の権利擁護に努めるものとする。

I 利用者支援するうえでの遵守事項

1 体罰等の禁止

- ① 殴る、ける、つねる、その他けがをさせるような行為はしません。
- ② 体の一部を縛ったり、部屋に閉じ込めるなどの身体拘束や、立たせる、正座させるなどの長時間に及ぶ肉体的、精神的苦痛を与えません。
- ③ 食事を抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えません。
- ④ 体罰・虐待と疑われるような行為・遊びを行いません。

2 差別の禁止

- ① 障がいの程度、状態、能力、性、年齢などで差別しません。
- ② 障がいゆえに克服困難なことについて利用者を責めません。
- ③ 年齢にふさわしくない接し方をしません。
- ④ からかうこと、嘲笑することをしません。
- ⑤ 日頃の行動から、本人に対し先入観を持って決めつけたり、判断しません。

3 プライバシーの保護

- ① 職務上知り得た利用者や保護者・家族などの個人の情報については、秘密を厳守します。
- ② 利用者の居室に入る際には、必ずノックするか声を掛けます。
- ③ 見学者を居室に招く際、利用者の了解を得ずには行いません。
- ④ 利用者や保護者・家族の了解を得ず、本人の写真、名前、制作した作品などを外部へ掲載・展示しません。
- ⑤ 利用者の了解を得ず、所持品の確認、郵便物などの開封をしません。

4 人格の尊重

- ① 呼び捨てやあだ名で呼ぶことをしません。
- ② 無視したり、拒否したりしません。
- ③ 利用者の前では、本人や他の利用者の障がいや生活状況などのプライバシーに関わることは話しません。
- ④ 利用者の訴えに応じられないときには、説明し理解を求めます。
- ⑤ 利用者に対し、威圧的な態度や行為、命令口調、大声での叱責を行いません。
- ⑥ 職員の都合や感情によって態度を変えたり、強引に利用者を動かすことはしません。

- ⑦ 利用者に対しては、節度を持って接し、特定の利用者だけに必要以上に親しく接することはしません。

5 強要の禁止

- ① 利用者が余暇活動を行うときに、本人が嫌がることを強要しません。
- ② 利用者、保護者・家族などに対して、帰宅及び入・退所を強要しません。

6 制限の禁止

- ① 帰宅・外出や、保護者・家族などの面会を不当に制限しません。
- ② 利用者、保護者・家族などへの電話や手紙などの連絡を不当に制限しません。
- ③ 自傷あるいは他の利用者に害を与える場合及び危険回避以外に行動を制限しません。

II 利用者を支援するうえでの留意事項

1 意思・個性の尊重

- ① 入所前の生活歴をよく知り、個人の生活習慣を尊重します。
- ② 日課や行事の変更、必要と思われる情報はなるべく早く利用者に伝えることを原則とします。
- ③ 利用者や保護者・家族などの些細な意見や質問、苦情に対しても、真摯に耳を傾けます。

2 社会参加への支援

- ① 開かれた施設を目指して、地域のボランティアなどを積極的に受け入れ、利用者に地域との交流が図れるよう支援します。
- ② 利用者に対して、地域行事・イベントなどへの参加や買い物・社会見学などの機会を設定し、本人の社会生活能力の向上に努めます。

3 生活環境の整備

- ① 定められた入浴日以外でも、利用者の状況に応じ入浴などが出来るように配慮します。
- ② 夜間勤務時には、利用者の睡眠を妨げないよう配慮します。
- ③ 理髪、爪切り、髭剃り、清潔な服装といった身の衛生面に配慮します。
- ④ 居室、プレイルーム、トイレなどの居住環境の整備に配慮します。
- ⑤ 就寝、入浴、排泄、更衣などの際には、可能な限り他人から見えないように配慮します。
- ⑥ 事故防止・安全管理については十分な注意を払います。
- ⑦ 健康を守るため、絶えず注意深く観察するとともに、必要な時には、速やかに医療行為が受けられるように対応します。

4 情報開示

- ① 支援・療育活動などについて、保護者・家族などから意見・要望を聞く機会を定期的に設けながら、本人の生活・活動状況についても十分に説明します。
- ② 施設の基本方針、支援計画などを必要に応じて本人や保護者・家族などに開示します。
- ③ 保護者・家族などから情報開示を求められた場合は、速やかに開示し、情報開示にあたっては、本人や保護者・家族などのプライバシーに十分配慮します。
- ④ 怪我をしたり事故にあった時は、速やかに保護者・家族などに連絡します。
- ⑤ 手術、入院などをする場合は、本人や保護者・家族などに連絡し了解を得ます。
- ⑥ 服用する薬に変更がある場合は、本人や保護者・家族などに連絡します。
- ⑦ 利用者への情報提供は、単に伝えるだけでなく、利用者に理解できるような方法を用います。
- ⑧ 利用者に対しては、テレビ、新聞、雑誌などを用意して、社会一般の情報提供に努めます。
- ⑨ 施設の生活、行事、地域療育活動の広報に努めます。

5 専門的支援

- ① 個性や障がい特性などを見極めながら、発達に応じた援助プログラムを用意し、可能な限り個別的関わりに努めます。
- ② 支援するにあたって、職員全体の統一した考えのもとにチームワークを大切にし、より良い療育に努めます。

6 日常の対応

- ① 私たち職員は、サービス提供者であることを常に意識し、利用者の前では私語を慎みます。
- ② 入浴や排泄介助は同性介助を原則とし、そのための具体的な取り決めを行います。
- ③ 利用者に行動を促す際、交換条件による対応は避け、他の適切な働きかけを行うよう努めます。
- ④ 言語による意思表示が難しい利用者に対しては、訴える行為を適切に受け止め、その意思などを確認しながら支援していきます。
- ⑤ 同年齢の人達の通常の生活環境・生活条件に可能な限り近づけるように努めていきます。
- ⑥ 利用者の個性や障がい特性に配慮し、適切な食事介助、与薬を行います。
- ⑦ 利用者への手紙や電話などの引継ぎは速やかに対応します。
- ⑧ 勤務中はピアス、ネックレスなどの装飾品は利用者の安全に配慮し身につけません。

7 自己研鑽

- ① 職員は、支援・援助者としての意識確立のため、相互が啓発しあうように努めます。
- ② 職員は、研修会に積極的に参加し、研修会で身につけた知識・技術を実践するとともに、他職員にも伝達します。
- ③ 職員は、他の専門職員などとの交流を通して、絶えず自己研修、自己努力、自己点検に努めます。

付則

この行動規範は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

付則

この行動規範は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この行動規範は、令和 3 年 6 月 24 日より施行する。

付則

この行動規範は、令和 5 年 1 月 5 日より施行する。

付則

この行動規範は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。